

大野城太宰府環境施設組合情報公開条例

令和5年3月27日

条例第3号

大野城太宰府環境施設組合情報公開条例(平成13年条例第3号)の全部を次のように改正する。

大野城太宰府環境施設組合の保有する情報の公開に必要な事項に関しては、太宰府市情報公開条例(平成9年太宰府市条例第4号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正前の大野城太宰府環境施設組合情報公開条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関の決定に対する審査請求であって、この条例の施行前にされた旧条例第10条第1項に規定する開示等決定に係るものについては、なお従前の例による。